

消費者庁における今冬の節電及び省エネルギー対策の取組

令和 7 年 11 月
消 費 者 庁

「冬季の省エネルギーの取組について」（令和 7 年 10 月 31 日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）に基づき、当庁において以下のとおり今冬の節電及び省エネルギー対策に取り組むこととする。

(1) 消費者庁の事務室等における取組

中央合同庁舎第 4 号館及び徳島県庁舎で消費者庁が事務室等で使用する部分において、令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、下記の具体的取組により、節電及び省エネルギー対策に積極的に取り組む。

① 空調に係る節電

- ・ 執務室内における室温の適正管理を徹底
- ・ ブラインドの適切な調整
- ・ ウォームビズの推奨

② 照明に係る節電

- ・ 作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の減灯の実施
- ・ 昼休みや終業後における使用しない照明の消灯の徹底

③ 機器に係る節電

- ・ 長時間離席時におけるパソコンの電源の停止の実施

- ・ パソコンのディスプレイの照度調整等の設定を変更、省エネルギーモード等の活用
- ・ 契約更新時又は買換え時における省エネルギー型機器の採用
- ・ 退庁時におけるパソコンのシャットダウンの徹底
- ・ プリンタ、コピー機、FAX等のOA機器の過剰な稼働の抑制
- ・ 使用していない機器の電源プラグを抜くこと等により待機電力の削減
- ・ エレベータの使用を抑制し、階段の利用の促進

④公用車の利用抑制

公用車の利用を抑制し、公用自転車及び公共交通機関の利用を促進

(2) 独立行政法人国民生活センターへの要請

独立行政法人国民生活センターに対し、節電及び省エネルギー対策の取組を実施するように要請する。

(3) 国民への情報提供等

当庁ウェブサイトにおいて国民に節電及び省エネルギー対策をお願いするウェブページを運営し、当庁の節電及び省エネルギー対策の取組や関係機関の情報へのリンク先を掲載する。

(https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/other/electricity_saving/)

また、消費者団体に対して、消費者等へ節電及び省エネルギー対策を呼び掛けていただくよう協力依頼を行う。

(以 上)